

令和 4 年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

令和4年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

| 申出受理年月日 | 件名 | 協約・公正競争の別 改正・新設の別 | 申出者 | A(注1) | B(注2) | A/B | 労働条件上の、 もつとも低い賃 金(円) |
|---------|--|----------------------|--|----------------|----------------|-------|----------------------------|
| 4.8.4 | 東京都鉄鋼業最低賃金 (平成24年東京労働局最低賃金公示第5号) | 労働協約 改 正 | 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史 | 3,422 (注3) | 6,400 (注3) | 53.5% | 1,071 |
| 4.8.4 | 東京都はん用機械器具、生産用機械 器具製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号) | 労働協約 改 正 | 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 執行委員長 森 潤二 委員長 石田 尚史 | 6,147 (注3) | 11,614 (注3) | 52.9% | 1,076 |
| 4.8.4 | 東京都自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号) | 労働協約 改 正 | 全日本自動車産業労働組合総連合会東京地方協議会 議長 二木 栄一 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 執行委員長 森 潤二 委員長 石田 尚史 | 13,780 (注4) | 28,657 (注4) | 48.1% | 1,050 |
| 4.8.4 | 東京都電子部品・デバイス・電子回路製 造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金 | 労働協約 新 設 | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 太田 勝久 日本基幹産業別労働組合ジェイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 森 潤二 | 44,542 (注5) | 44,608 (注5) | 99.9% | 1,061 |

注1) Aは、申出者が代表する（基幹的）労働者数。

注2) Bは、適用される（基幹的）労働者数。

資料出所は、平成28年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注4) 次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間過20時間以上の者で、
(1) 契約期間の定めがなく労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
(2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
(3) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、65歳以上の者。
ただし、次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中の者。
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ 手作業により又は手持ち式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、組織、かしめ、

口 取付け、組立て、刻印、検査、包装、箱詰め又は洗浄の業務

